

家屋を取り壊したときは届け出が必要です

☎税務課 課税係 ☎282-1114

家屋の全部または、一部を取り壊した場合には、家屋滅失届を提出する必要があります。

固定資産税は1月1日現在の状況により課税されます。

家屋滅失届の提出がない場合や、1月2日以後に家屋を取り壊した場合でも、その年の固定資産税は納めていただくこととなりますので、ご注意ください。



登記建物の場合

法務局で滅失登記の申請が必要になります。届出時期により課税台帳の滅失処理が間に合わない場合がありますため、税務課へ家屋滅失届を提出してください。登記されているか不明な場合は、法務局で確認が必要です。

未登記建物の場合

家屋滅失届を税務課課税係まで提出してください。家屋滅失届に基づき、税務課職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。

身体障害者・知的障害者相談員

☎福祉課 社会福祉係 ☎282-1342

御船町には、身体障害および知的障害のある人、またはその家族の相談を受ける相談員がいます。障害等についてお悩みのある方は、是非ご相談ください。



知的障害者相談員
甲斐 武子
☎080-1721-5885



身体障害者相談員
松本 和子
☎090-2398-0800

4月1日から入院時の食事負担額が見直されます

☎町民保険課 保険係 ☎282-1113

入院時の食事代(食事療養費)は、在宅療養との公平性を図る観点から、平成28年4月1日から調理費相当額の負担が含まれることとなります。見直し後の1食あたりの負担額は下記のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
一般所得	260円	360円	360円	460円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円			
低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下)	100円			

※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置きます。

軽自動車税の税額が変わります

☎税務課 課税係 ☎282-1114

平成28年度から軽自動車税が変更になります。

三輪および四輪以上の軽自動車については、軽自動車検査協会が新規検査を受けた日によって税額が異なります。検査を受けた日は、自動車検査証(車検証)の初度検査年月欄で確認してください。なお、原動機付き自転車および二輪車については、購入や登録の時期にかかわらず、改正後の税額になります。



原動機付自転車および二輪車など

車種区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上で20cc超50cc以下 (ミニカー)	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下 (側車付を含む)	2,400円	3,600円
小型二輪	総排気量250cc超 (側車付を含む)	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用 (トラクター、コンバインなど)	1,600円	2,400円
	その他 (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			平成27年 3月31日以前に新規検査を受けた車	平成27年 4月1日以後に新規検査を受ける車	新規検査から 13年を 超える車
軽自動車	三輪のもので総排気量660cc以下		3,100円	3,900円	4,600円
	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

※新規検査とは、軽自動車検査協会が初めて車両番号の指定を受けることです。

新車については、燃費性能等によりグリーン化特例により税額が軽減される場合があります。

軽自動車税とは

4月1日(賦課期日)現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に課される税金です。所有権留保付売買(ローン購入)にかかる車両については、車両の買主が所有者とみなされます。

4月2日以降に廃車・譲渡しても、その年度分の軽自動車税が課せられることとなります。年度途中で廃車・譲渡した場合でも、月割計算による払い戻しはありません。